

瀬戸内市水道料金等コンビニエンスストア収納及び
スマートフォン決済収納代行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

瀬戸内市水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務

(2) 業務の目的

コンビニエンスストア収納（以下「コンビニ収納」という。）及びスマートフォン決済収納（以下「スマホ決済収納」という。）の導入により、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「瀬戸内市水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務委託期間

ア) 環境構築

契約締結日から令和7年1月31日まで

イ) 収納代行業務

令和7年2月1日から5年間

2. 予算（見積上限額）

ア) 初期導入費用（L G W A N 接続導入費用含む）

130,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

イ) 月額基本料

15,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

ウ) 1件当たりの収納事務手数料

76円/件（消費税及び地方消費税を含まない）

3. 実施形式

公募型プロポーザル

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満

たす者とする。

- (1) プロポーザルの公示日から受注候補者（以下「候補者」という。）特定の日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年度瀬戸内市条例第32号）第2条第1号、第2号又は第4号に定める者及び団体に該当しない者。また、これらと社会的に非難されるべき関係を有していない者。
- (5) 賦課されている全ての税（国税・県税・市税）を完納していること。
- (6) 令和元年度以降に、水道料金等のコンビニ収納及びスマホ決済収納業務委託又はそれと同様の業務委託を地方公営企業から受注実績があること。
- (7) プライバシーマーク、ISO27001またはISMSのいずれかを取得していること。

5. 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市水道料金等コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審査し、候補者を特定する。

なお、審査方法及び審査基準等は下記9及び10のとおりとする。

6. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書・回答書（様式4）により、Eメール又はFAXにて提出すること。

(2) 提出期限

令和6年6月28日（金）15時まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問及び上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

瀬戸内市上下水道部上水道業務課経営係

E-mail: jousuigyomu@city.setouchi.lg.jp

FAX: 0869-22-1211

(4) 回答日

令和6年7月2日（火）

(5) 回答方法

瀬戸内市ホームページに掲載し、回答するものとする。

7. 参加申込

(1) 申込方法

参加申込書（様式1）、業務実績調書（様式8）、瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式13）及び上記4.（5）で示す納税証明書の写しと返信用封筒（84円切手貼付け）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は、土日祝日を除く8時30分から17時までとし、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(2) 申込期限

令和6年7月5日（金）15時まで（必着）

(3) 申込場所

瀬戸内市上下水道部上水道業務課経営係

〒701-4223 岡山県瀬戸内市邑久町豊原95-4

(4) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込書全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式2）により通知するものとする。

8. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

瀬戸内市水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務

(2) 企画提案書様式

A4版（縦横自由）、20ページ以内（両面の場合は2ページとカウント、文字ポイントは10ポイント以上）、下部中央にページ番号を記入し、長辺を2カ所ホチキスで綴じること。また、資料の都合上、部分的にA3（片面を2ページとカウント）を使用する必要がある場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

(3) 提出部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式5） 原本1部
- ② 企画提案書 原本1部、副本10部
 - ア 会社概要（様式6）

プライバシーマーク、ISO27001またはISMSのいずれかの取得状況をその他の欄に記載し、写しを提出すること。

イ 参考見積書（任意様式）

別紙仕様書「7. 本業務に係る経費」を参照し、委託期間内（5年間）に本業務に要する費用の総額及びその積算内訳を記載し作成すること。（5年間の取扱件数は3万件として算出。）

ウ 財務諸表の写し（直近決算のもの）

エ 履歴事項全部証明書（商業登録簿謄本）又はその写し

オ 印鑑証明書又はその写し

カ 再委託調書（様式11） ※再委託する場合のみ提出すること

キ 工程表（様式12又は任意様式）

ク 企画提案書（任意様式）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は、土日祝日を除く8時30分から17時までとし、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和6年7月17日（水）15時まで（必着）

(6) 提出先

瀬戸内市上下水道部上水道業務課経営係

〒701-4223 岡山県瀬戸内市邑久町豊原95-4

(7) その他

- ① 原則として、企画提案書は1者1提案とする。
- ② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査方法

(1) 審査方法

提出された各種調書及び企画提案書の書類審査を委員会にて実施する。これにより、下記10.(1)で示す審査項目及び配点に基づき評点を実施し、下記10.(2)で示す候補者特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果をプロポーザル審査結果通知書（様式3）により通知するものとする。

(3) 審査結果の公表

ア 公表内容

候補者名、提案価格及び合計評価点その他必要な事項とし、候補者とならなかった者の名称は公表しない。

イ 公表方法

瀬戸内市ホームページ

10. 審査基準等

(1) 審査項目及び配点

プロポーザルは、以下の審査項目及び配点に基づき、660点満点（110点×6）で審査を行う。

ア 概要・実績 120／660点

- ①会社概要及び公金収納業務への取組み方針
- ②提携コンビニ店舗数及びスマホ決済対応アプリ数
- ③収納代行業者実績

イ コスト・システム仕様 210／660点

- ①収納事務委託料等
- ②収納データの取得・伝送方法及び保存期間
- ③収納情報提供及び収納金の払い込みタイミング

ウ 導入時支援・システム運用管理体制等 120／660点

- ①各種準備作業及びテストスケジュール
- ②導入体制・研修
- ③システムの運用管理体制
- ④証ひょう書類等の整理保存

エ リスク管理・その他 210／660点

- ①収納金の管理保全
- ②事故への対応
- ③検査への対応
- ④アピールポイント

(2) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会が採決して決定する。また、参加者が

1 者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

なお、全ての企画提案において、業務の目的が十分に達成できないものであると審査委員会において判断される場合は、候補者は特定しない。

1 1. 日程

公示	令和6年6月24日(月)
質問受付締切	令和6年6月28日(金) 15時まで
質問回答期限	令和6年7月 2日(火)
参加申込書受付締切	令和6年7月 5日(金) 15時まで
参加資格の審査・審査結果の通知	令和6年7月 9日(火)
企画提案書等受付締切	令和6年7月17日(水) 15時まで
企画提案審査結果通知の送付	令和6年7月24日(水) 予定
契約締結	令和6年7月下旬
業務開始	令和6年8月上旬

1 2. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式、提出部数、提出方法、提出期限及び提出先等が適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が、予算(予定価格)を超過したもの。

1 3. 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、決定された者はあらかじめ見積書を提出すること。

1 4. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。

- (2) 瀬戸内市情報公開条例（平成16年瀬戸内市条例第12号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響のおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出書類を受け付けた後の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることができるものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、4. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (8) 企画提案書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出しなければならない。

15. 担当部署（提出・問合せ先）

瀬戸内市 上下水道部上水道業務課経営係

〒701-4223 岡山県瀬戸内市邑久町豊原95番地4

TEL 0869-22-1325

FAX 0869-22-1211

E-mail jousuigyomu@city.setouchi.lg.jp